

1. 件名：「美浜発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（15）」

2. 日時：令和4年3月8日（火） 15時00分～15時26分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、

畠山安全審査官、宮嶋安全審査官※、藤川安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 廃止措置技術センター

廃止措置計画グループ チーフマネジャー 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・美浜、高浜および大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正）に係る重複する案件について

・美浜、高浜および大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正）のコメント回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の藤川です。速水本間発電関西電力さんの保安規定変更認可申請に関するヒアリング開始したいと思います説明の方お願ひいたします。
0:00:14	関西電力辻川でございます。
0:00:16	それでは、3月3日にご説明させていただいた、公安規定の重複する案件についてというペーパーにつきまして、前回からの変更点を中心にご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
0:00:32	まず
0:00:34	変更箇所でございますけれども、2ポツの組織改正に伴う保安規定変更認可申請の内容の表の下のところですね、こちら少し修正をしてございます。
0:00:47	具体的には、美浜大飯の廃止措置プラントにおける体制変更はというところですけれども、従来機械工事グループが所長の指定に基づき担っていた橋廃止措置工事に係る業務について、
0:01:00	新設する廃止子は磯知工事課で実施することなどを主眼に、
0:01:05	当社の異動にあわせて、大飯発電所においても実施を計画しているものであってというところでございますここを修正してます。それからその次の組織全体として、保安のために講すべき措置に必要な職務内容に変更はないと。

0:01:21	いうことも、追記をさせていただいて、従いまして美浜の敗訴千野代理段階の移行のために変更を要するものではないという形で修正を、
0:01:33	をさせていただきました。
0:01:36	あと、
0:01:37	まず 1 ページの修正箇所は以上でございまして、続いて 2 ページへお開きください。
0:01:45	4 ポツ、重複する案件との関係についてというところの冒頭でございますけれども、まず、
0:01:52	今回の資料というのは、美浜 12 号の廃止措置計画に伴う変更とそれから組織改正に伴う情報との関係について整理したものであるということです、
0:02:02	ちょっと前回、他の案件も書いておったんですけども今回フォーカスして、
0:02:09	相互の芯線の関係を整理をさせていただいたと。
0:02:14	ということで修正をしております。
0:02:16	それから、3 ページ 4 ページでございますけれども、この二つの案件の変更条文を表 1 という形で整理をしてございます。
0:02:27	真ん中の列の組織改正に伴う変更条文というところでございますけれども、これ今回変更対象条文を網羅的に記載をいたしましたこの点修正をしております。

0:02:40	で、その結果なんですけれども。
0:02:43	赤枠で囲っております。3ページで言うと、第8条。それから、
0:02:50	4ページでいくと、第102条というこの二つの条文が
0:02:56	同じ条文を変更対象としていると。
0:03:00	いうものでございます。
0:03:02	それから、前回のヒアリングでご指摘いただきました141条。それから 140条なんですけれども、これ重複はしておらないんですけども、廃 措置に係る組織及び職務を変更してございますので、
0:03:17	こちらの条文につきましても関係整理の対象といたしました。
0:03:22	以上の条文につきまして
0:03:26	関係整理した内容が、
0:03:29	2ページの方で書いていってます。
0:03:32	まず(1)の第8条、原子力発電安全運営委員会についてというところでござりますけれども、こちら添付資料2ということで7ページと8ページ、8ページですね、お開きいただけますでしょうか。
0:03:51	まず8ページの赤字で書いてるところが廃止措置の保安規定で変更申請対象、これ記載の適正化として、申請させていただいている箇所でございます。
0:04:03	それから青字で書いてるところが組織改正に伴いまして、この発電安全運営委員会の構成員が変わると、具体的な番号が少し繰り下がると。

0:04:15	いう修正でございますけれども、こういう変更をしてございます。したがいまして、八条という同一情報の変更ではあるんですけれども、変更箇所に重複はなく、また中身的にも、総合の申請内容に関連はないと。
0:04:29	いうふうに整備をしております。
0:04:32	それから、9 ページ、10 ページが第 102 条について記載をしてございます。
0:04:40	まず赤字のところですね、9 ページの下の方です。
0:04:45	これは廃止措置計画の変更で修正をしておるところでございまして、放出管理目標値を 1 号炉と、それから 3 号炉に分けて設定することによる変更でございます。で、
0:04:58	これは 102 条の 2 項、
0:05:01	に基づいて入ってる表でございます。
0:05:05	一方で、青字で書いているところはですね、102 条の 1 項、
0:05:11	に基づく、
0:05:13	組織改正に伴う変更でございまして、組織改正の中でも、廃止措置関係の組織の改正ではなくって、保修関係組織を統合すると。
0:05:26	いうことに伴う、行為者の変更内容。
0:05:30	となります。一応 10 ページも同様でございます。

0:05:33	従いまして、この 102 条も同一情報の変更ではあるんですけれども、変更箇所に重複はなく、総合の申請内容に関連はないと考えてございます。
0:05:45	2 ページ戻っていただきまして、
0:05:50	今ご説明させていただいた内容を、(1) (2) というところで記載をしてございます。
0:05:58	それから (3) 、140 条と 141 条でございます。こちらについては、組織改正で変更かけてる条文でございまして、同じ情報、重複申請しているわけではないと。
0:06:14	いうことでございます。ここにつきましては、ただ、再措置の体制を変えるということなんですけれども、1 ページの 2 ポツで記載をしております通り、
0:06:28	組織改正の目的というものをもう一度ここで書かせていただいて、(3) の 2 パラのところでございますけれども。
0:06:38	配措置の第二段階以降と、組織改正は、実施のタイミングが、
0:06:47	7 月と 4 月と 7 月で異なるということで、廃止措置計画に伴う変更では、既認可の体制を前提として、申請をさせていただいておりますので、
0:06:59	同一情報を変更するものではないと。
0:07:02	いう形で書かせていただいております。

0:07:05	で、この整理結果と、それから、両案件の実施を予定している地域というものを踏まえまして、
0:07:13	まずは既認可の体制を前提として申請している廃止措置計画に伴う変更、これを優先して審査いただき、当該認可後に、組織改正に伴う変更と重複している第 8 条、それから 102 条。
0:07:29	これは組織改正側で、補正の申請を認可反映の補正の申請をしまして、見直し後の体制について審査いただきたいというふうに考えてございます。
0:07:40	この 2 ページの内容につきまして、前回から
0:07:45	充実をさせていただいて、優先順位についても明確化させていただいたというのが、主たる変更でございます。
0:07:54	それから最後すいません 5 ページでございます。
0:08:01	保安規定ではなく、廃止措置計画のところでございますけれども、廃止措置計画の添付 8 の説明も、こちら
0:08:12	修正、充実しております。
0:08:14	まず、市原の方でございますけれども、廃措置計画の伝播地では、廃止措置に係る組織、それから各職員の職務内容廃止措置主任者の任命に関する事項と、
0:08:26	いうことにつきまして、保安規定で明確にするということを定めてございます。

0:08:32	美浜 1 号機廃止措置の第二段階移行にあたっては、廃止措置の実施体制を変更するものではございませんので、これは廃措置の添付 8、それから保安規定、両方につきまして、
0:08:45	変更するものではないと。
0:08:47	いうことを書かさせていただきました。それ以降の 3 パラ 4 パラにつきましては、2 ページと同じ内容なので、説明は割愛させていただきます。
0:09:01	こちらの資料につきまして説明は以上でございます。
0:09:04	よろしければもう一つ、コメント回答の資料も用意しておるんですけども続けてご説明させていただいてよろしいでしょうか。
0:09:13	はい。続けてお願ひします。
0:09:19	今の事業本部の旭委員。
0:09:21	依頼します。
0:09:24	はい、関西電力奥でございます。引き続きコメント回答の資料の説明をさせていただきます。ページめくっていただきまして 1 ページご覧ください。
0:09:33	こちらですね、Q1 と Q2、
0:09:36	記載をさせていただいておりまして、3 月 3 日のヒアリングの中でですね、2 発 7 日に実施した、毎年計画変更認可申請で提出をさせていただいた本規定の、

0:09:48	約束の役割分担の資料に対しまして、今回の組織改正に伴う変更点の説明を、
0:09:56	当間役割について、再度説明をして、第二段階に移れることを読み取れるようにしていただきたいという部分に対する回答の資料となっております。
0:10:07	A1 A2 の方で、回答の方記載をさせていただいておりますが、添付資料の方にすべて記載をしておりますので実際にそちらをご覧に。
0:10:18	いただいて説明したいと思います。
0:10:20	そうですね添付資料を開いていただきて、添付資料の右肩の 3 ページからご覧ください。
0:10:27	こちらですね参考という形で、今回の組織改正で、名称が変わる部分について、緑色で記載をしております。
0:10:36	一番上ですね、説明させていただきますと、まず、工事実施所管箇所化の決定と、検定等検討と決定に関して、
0:10:46	黒字で記載している現行の体制では、機械工事グループ課長は上申し所長決定を待っているところを、医療理事のところですね、組織改正後に関しましては、派出し工事課長が所内調整推進業務を実施となっております。

0:11:02	これはですね、これまで所長の指定によって排出工事に係る調整を行つておりました機械工事グループ課長から、職務としては移設工事の総括を行う、廃止措置工事課長が調整を実施という形になっております。
0:11:17	続いて 2 個目。その下の矢印解体工事の実施の有無以降ですね。
0:11:22	ではですね、
0:11:25	黒字は工事実施所管課長の布施田丸のところですね、0 のところは変わらんですが、
0:11:30	組織改正後は、廃止措置工事課長ですとか機械保修課長の名称が変わります。
0:11:37	で、右側の赤枠のところご覧いただきたいんですが、ここではですね廃止措置工事課長が、現状機械工事グループが実施している工事の実施所管課長として排出し控除実施するという形になります。
0:11:51	3 ページは以上です。4 ページはですね、今回の組織改正で申請をしております内容を、緑色で、変更になった箇所を記載をしております。
0:12:02	こちらの資料に関する説明は以上となります。
0:12:10	朝日常務ツジカワです。当社からの説明以上でございますよろしくお願ひいたします。
0:12:16	はい、規制庁フジカワで説明ありがとうございます。では質疑応答に移らせていただきます。

0:13:33	原子炉規制庁の畠山です。ちょっと確認をさせていただくんんですけども、今回、資料いただいている中で、廃止措置段階の第二段階のところで、廃止措置の実施の職員のところちょっと明確化いただいているかと思いますが、
0:13:49	今回のその廃止措置の第二段階の審査においては、土岐認可の体制を前提としていて、この委員会でやっている職位というのは、
0:13:59	例えば廃止措置の工事に関する調整は機械工事グループ課長マークで、解体工事に関しては、それぞれの実施の所管課長が行うとしていて、
0:14:12	これはもうすでに管理しているため、あっちはこんなもの職員とか組織っていうのは今回の廃止措置の第2段階では変更しない。従って、影響しないというご説明でよろしかったでしょうか。
0:14:31	あ、すいません、2ヶ所から。
0:14:36	すみませんまして、まず、こちらから申し上げると、今の田山さんのご理解の通りで、結構と考えております。以上です。
0:14:51	関西電力でございます。こちらもご認識の通りという回答しようと思っておりました。はい。失礼します。
0:16:06	規制庁の畠山です。今回ちょっといただいている資料の中で、廃止措置の管理課長に関してですね、ご説明いただいていたかなと思う。

0:16:16	工事課長ですね、工事課長についてお話いただいているかと思いますが、最初千野管理課長に関しては同様にちょっとどのようなご説明があるのか今回の第2段階において、
0:16:25	等ですね。
0:16:27	要は職員の方は、アットマークの実施前の段階において、どのように実施がなされるのかちょっと。
0:16:39	今回出されて申請の中でちょっとご説明いただけますか。大南甲斐です。
0:16:52	関西電力の辻川でございます。
0:16:54	今ご指摘いただきました、配送地管理課長、これいただきました。この装置形改正後の話でございますので、土岐技監の体制でどうかと。
0:17:06	いうことにつきましては、すいません小関の資料にはちょっと明記しておりませんけれども、主にプラント管理側の対応を行うということで、
0:17:17	発電室という組織、おります定検課長と。
0:17:22	いうものと、それから、当直課長がこれらの対応を行っておりまして、それは比木認可の体制での対応ということですけれども。
0:17:34	そこが今回廃止措置管理課長を新設して、廃止措置に係る設備の維持管理をやっていくと、このような改正を実施するものでございまして、金貨で、

0:17:48	プラント側の管理ができないとか、第二段階に適切に対応できないとか そういう内容ではないと考えております。以上です。上地畠山です。 現行においては、
0:18:02	発電室の下にぶら下がっている定検課長当直課長、これらが
0:18:08	12号と3号合わせての課長なんですかね、実施していく、
0:18:13	この課長が配置も含めて実施するというふうな形で、既認可の職員に、 ちょっとやっていますというご説明でよろしかったでしょうか。
0:18:25	関西電力辻川でございます。今畠山さんおっしゃった通りなんですが ど、1点だけ、12号と34号で、定検課長と当直課長は別にあります。
0:18:37	今、一緒ではないというところだけ補足でございます。以上です。理解 しました。12号の方で、定検課長当直課長が現に存在するということ で、
0:18:50	江藤理解したんですが、この定検課長と当直課長っていうのはそれぞれ どういうふうな職務分担されていますでしょうか。ちょっとそこ確認い ただけますか。
0:19:03	関西電力の衛藤乾と申します。
0:19:07	江藤経験課長と当局課長ということでですね相続は比較的わかりやすく て、いわゆる当直業務等でですね、中央制御室で監視をする業務という ことになるんですけども定検課長の場合は、

0:19:23	定期検査中において、例えば定期事業者検査とか、そういういったいわゆる定例業務をですね、このますために、設置をしているというところでございます。
0:19:37	で、今回その定検課長というものが廃止措置管理課長に変わるというところでございますけれども、こちらにつきましてもですね廃止措置をもうすでにしているというところから、
0:19:50	運転中プラントのように13ヶ月に1回止めて、定期検査をしてというところいわゆる定期検査の概念ってのはちょっと廃止措置には馴染まいと。
0:20:00	いうところもございまして、やはり定検課長という名前がですね、廃止措置プラントには少しそぐわないのではないかと。ただ、一方で搬出に關しても当然ながらですね
0:20:13	運転中プラントほどではないにしても、設備の維持管理例えば建屋の負圧管理であるとか、使用済燃料ピットの温度管理であるとか、そういういた維持管理というのは、
0:20:24	発生をいたしますので、そういういた維持管理を担う対応という観点で、今回は磯知管理課長というところで、職員名をですね、変更しているというところでございます。説明は以上でございます。
0:20:59	規制庁の柴崎ですけど、今回、廃止措置に関する変更が、そのホ保安規定で、

0:21:10	はい。
0:21:11	2種、2種類の申請が出てますので、
0:21:15	それで、その廃止措置に関する変更について、
0:21:22	廃止措置のその二段階以降の体制として、その変更が関係するか関係しないかって言うのを確認させていただきたいんですけど。
0:21:33	それで、
0:21:35	廃止措置工事課長については、これはこの資料、今日の、
0:21:41	竹田手書きの資料で、
0:21:45	役割は変わるけど、段階的に見えるもので、2は、二段階には関係現行の体制でいいですということが書いてあるんですけど。
0:21:56	配筋管理課長については、そこら辺の説明がないので、
0:22:03	この現行のだから、二段階は現行の体制でできるっていうことが、
0:22:11	わかるような記述っていうのは必要だと思うんですけどいかがでしょうか。
0:22:22	6%犬塚でございます。今ご指摘の件。承知いたしました。
0:22:27	縦書きのペーパーでは、相磯地区工事課長をメインで説明しておりますのでこちら、2ポツのところですね、相磯地区管理課長に関する、
0:22:39	記載についても充実をさせていただきたいと思います。以上です。
0:22:43	原子力規制庁の畠山です。すいませんちょっと

0:22:46	今の話が2転して申し訳ないんですけども、今回の廃止措置に関する、この面談に関しては、現行の定検課長と当直課長の役割であったり、これらがどのように、
0:23:00	今回の申請においてですね、どのように整理がなされているのかという観点でまずご説明いただきたいと考えております。その上で改正後の廃止措置管理課長に関しては、今後のヒアリングの方で事実確認を進めていきたいと思っております。
0:23:12	ということなので、ちょっとまずその現行において、
0:23:16	定検課長と当直課長がですね、どのような役割を持っているのかそれに対して、第二段階のですね、廃措置を進めるにあたって、
0:23:26	職員であったり、今回ですと、その職位を現行から変えることなくということだと思いますけども、変更がなく、そのまま等に移行できるのかっていう観点でのご説明をいただきたいと思ってます。
0:23:40	以上です。
0:23:48	情報なしで、
0:23:50	すいません規制庁のミキヤです。前回ちょっと重複のお話、確認をさせていただきたいということで、
0:23:57	お願いをしましたけども一応今回の資料で概ねエノオ確認が取れたかなとは思っております。

0:24:03	ただし説明の中でもありましたように廃止措置計画の中では、添付 8 の体制のところは、基本的に保安規定にすべて飛ばしていて保安規定で定めると。
0:24:15	いうご説明あったかと思いますけどもそういうその認識でありますので、
0:24:20	全くその大橋措置の第二段階という大きな変更が、
0:24:26	申請がなされてる中ですね、その体制が、何か少し変わってくるというような変、申請が同時に出てきている以上は、
0:24:37	今回のように、こその切り分けの考え方。
0:24:42	二つの申請が相反していないことですか、
0:24:45	二つの申請が、
0:24:49	第二段階に進むに植えて、必須であるとか、そういったことではないという、今回のような紙をきちんと
0:24:56	説明していただかないと、なかなか廃止措置だけで認可っていうのは難しいのかなと考えております。ただ結論として今回の紙で理解はできましたので、私はこれで結構です。
0:25:08	以上です。
0:25:16	関西電力辻川でございます。今回の件につきましては、事前の説明等足りず大変申し訳ございませんでした。
0:25:24	ちょっと関連する申請につきましては今後、

0:25:29	今、伊田さんからご指摘いただいたような内容をですね、留意して対応いたしたいと思います。以上です。
0:25:38	規制庁フジカワです他に質問等ありますか。
0:25:45	宮嶋さんも大丈夫ですかね。
0:25:49	はい、質問ありません。大丈夫です。はい、ありがとうございます。では本日の面談に終了したいと思います。
0:25:55	ありがとうございました。
0:25:59	ありがとうございました。
0:26:01	ありがとうございました。